

第20回政策評価審議会（第25回政策評価制度部会との合同）

1 日 時 令和2年12月4日(金)10時00分から11時30分

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 第1特別会議室

3 出席者

(委員)

岡素之会長、森田朗会長代理（政策評価制度部会長）、岩崎尚子委員、牛尾陽子委員、薄井充裕委員、田淵雪子委員、前葉泰幸委員、白石小百合臨時委員、田辺国昭臨時委員

(総務省)

長屋総務審議官、白岩行政評価局長、米澤審議官、佐々木審議官、原嶋企画課長、辻政策評価課長、岡企画官

4 議 題

- 1 政策評価審議会の提言骨子案について
- 2 政策評価制度部会における取組状況等について

5 資 料

- 資料1-1 政策評価審議会 提言の構成案
- 資料1-2 政策評価審議会 提言骨子案
- 資料1-3 各府省における政策評価の運用実態等に関する調査票（各府省からの回答のポイント）
- 資料2 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（令和2年度）
- 参考資料 令和3年度以降の主な調査テーマ候補

6 議事録

(岡会長) それでは、定刻となりましたので、第20回政策評価審議会と第25回政策評価

制度部会の合同会合を開会いたします。

本日は、森田会長代理、牛尾委員、前葉委員、田淵委員、白石臨時委員、そして、私はテレビ会議システムにより出席しております。

それでは、議事に入ります。議題1は、政策評価審議会の提言骨子案についてでございます。前回の審議会において、行政の評価、すなわち政策や行政運営の評価について、行政の変化に応じて適切に改めていくため、在り方を見直し、提言をまとめることとし、その際、政策評価を実際に行っている各府省の現場の課題や悩みなどを把握することが非常に重要であるという認識の下、各府省を対象としたヒアリングの実施など、実態把握を行うことといたしました。

本日は、前回の審議会における御議論やヒアリングの結果、改めて委員の皆様から伺った御意見などを踏まえ、事務局に作成させた提言骨子案について、御議論いただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

なお、本日はテレビ会議システムから参加しておりますので、進行は事務局にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(岡企画官) 行政評価局の岡と申します。進行を担わせていただきます。

まずは、事務局の原嶋企画課長、辻政策評価課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

(原嶋企画課長) 企画課長の原嶋でございます。

まず、資料1-1、資料1-2につきまして、御説明させていただきます。

前回の御議論や、その後の委員の皆様からの御意見を踏まえて、直前まで表現ぶり等を整理いたしました。問題点や必要な取組がはっきり書かれるように修正させていただきました。直前になりまして、失礼しました。

それでは、資料1-1、提言の構成案の全体像を示したものでございます。社会の変化、行政の変革の必要性ということから、行政の評価が目指すべき姿という点について、まとめさせていただきます。

前回、御指摘のございました、国民目線や現場重視、役に立つソリューションというような御指摘がございました点を、しなやかな、役に立つ、納得できるという3点にまとめさせていただきました。行政の評価の在るべき姿として、しなやかということ、その評価が役に立つということ、その評価の中身が納得できるということで、在るべき姿を3点示させてい

いただき、それぞれを政策評価の部分、行政評価局の行う調査の部分について見ていくという構造にしております。

以上が全体像でございます、提言案の骨子案につきましては、資料の1-2でございます。

1 ページ目が目次でございます。

2 ページ目が行政の評価が目指すべき姿でございます。まず、現状認識の一番上の点は、我が国の社会の状況をまとめさせていただいております。これまでも大きな変化の中にあつたことが、新型コロナウイルス感染症の拡大で顕在化したということ。

真ん中の点が、行政に対する現状認識といたしまして、今までの行政のやり方は、言わば時代遅れな部分もあるので、伝統的な行政の在り方に更なる変革が求められているということでございます。今後のアフターコロナを見据えますと、変化を的確に捉え、迅速、柔軟に対応する行政を実現する必要があるということが、行政に対する認識でございます。

3 番目の点が、行政の評価の課題ということですが、まず、1 点目としまして、複雑、急速に変化する社会の中で生じる課題を的確に捉え、キャッチしまして、有用なソリューションを提供できるものになっていないのではないかと、2 点目としまして、データや分析が不足、説得力に欠けるものとなっているのではないかと、3 点目としまして、行政の評価も、その存在意義を問い直して、行政の変革に応じて適切に改めていかなければならないという点が課題認識でございます。

こういうことを踏まえまして、行政の評価が目指すべき姿として、先ほど御説明した3点でございます。特に役に立つ評価というところが重要な部分ではないかと思われま

す。続きまして、3 ページ目でございます。3 ページ目からが政策評価の部分、その後行政評価局調査の部分ということで、それぞれ構成といたしましては、現状、課題を書いた上で、こうすべきという方向を示してございまして、それぞれ評価が目指すべき3つの姿に沿いまして、何をやるべきかと必要な取組について書かせていただいております。

では、政策評価部分につきましては、政策評価課長の辻から御説明いたします。

(辻政策評価課長) 政策評価課長の辻でございます。

政策評価の関係につきましては、前回、10月9日の審議会で御審議いただいた後、各府省の現場の実態等を把握するため、全ての府省を対象に調査票を配布し、御回答いただくとともに、一部府省については、より踏み込んだ意見交換を行うため、実態把握等に関するワーキング・グループを開催し、ヒアリングを実施いたしました。具体的には、11月10日と12日

の2日間で、総務省、法務省、厚生労働省、内閣府、農林水産省、国土交通省、この6つの府省にワーキング・グループに御出席をいただいて、委員の皆様方と直接、意見交換を行ったところでございます。

今回、各府省から提出していただいた調査票、これは意見交換を行った府省以外も含めた全ての府省の調査票でございますけれども、こちらの全体の概要を取りまとめたものを資料1-3として配布をさせていただいております。こちらの詳細な説明は省略させていただきますけれども、この中では、例えば、目標管理型評価について、ほとんど全ての府省は、全ての施策を対象に目標管理型評価を実施している、逆に、目標管理型評価だけを実施していて、規制評価等の法令で義務付けられているもの以外の評価は行われていないということ、定量的な指標を立てようとしているところが多かったわけですが、例えば制度の企画立案に関わるものや、外交政策など外部要因に左右されるものなどについては、なかなか定量的な指標を立てづらいといったこと、目標管理型評価の実施時期については、毎年度実施しているところと、各府省の基本計画の期間内に1度としているところ、それぞれございましたけれども、評価の実施時期について弾力的な対応を行っているという具体的な回答があったところはなかったということ、あるいは、事務負担の関係で言いますと、特定の時期に作業が集中することの負担が大きいといった意見や政策評価のインセンティブの問題、あるいは行政事業レビュー等との重複を含めた作業負担の問題、評価疲れといった話、あるいは、目標を達成することが当然であると内外で受け止められている結果、達成できる目標を立てるという行動様式になってしまうといった話がありました。

それから、審議会の議論の方向性について意見を伺っておりますけれども、そういった中で、例えば重点化の方向性については一定の理解を示す府省が多い一方で、重点化するのであれば、考え方を明確にしてほしいといった声、あるいは、府省間の情報共有や横の交流を喚起する場作りとして、総務省との連絡会議の活性化を求める意見、こういったものがございました。概要は以上でございます。

それでは、提言骨子案の御説明に移らせていただきます。3ページ以降が政策評価の見直し関係でございます。これまでの審議会における御議論や委員の御意見、各府省との意見交換や調査票の中で示された意見などを踏まえて整理をさせていただいております。

まず、3ページでございますけれども、こちらの現状認識と見直しの方向性を1枚にまとめております。まず、これまでの取組の総括として、政策評価制度導入20年を経まして、政策評価の取組自体は定着している一方で、実際の政策の立案や見直し改善のプロセスにお

ける位置付けが明確でなく、評価のための評価や評価疲れといった声が聞こえる状況となっているということでございます。特に各府省で広く実施されている目標管理型評価については、画一的なやり方に限界が来ているのではないかと、目標管理型評価は、所掌事務に広く網をかけて実施されているものの、国民の知りたい政策の実施状況に関する情報が、必ずしも評価書に出てこないといった状況があるのではないかと。こうした状況は、各府省のヒアリング等を行う中でも確認できたところでございます。

こうした現状を踏まえまして、今後の見直しの方向ですが、政策評価の意義を問い直し、政策プロセスの中で、より効果的に機能し、社会の変化に対応できる、役に立つものへと転換を図るということ。その際、この審議会でも度々御指摘をいただいているところでございますけれども、政策評価を実施する職員のモチベーションを向上させるものにしていくこととしております。

これを踏まえまして、4ページに具体的な改善の方向を示させていただいておりますが、冒頭に御説明した行政の評価が目指すべき姿、「しなやか」「役に立つ」「納得できる」、これに沿って取組を整理させていただいております。

まず、しなやかな評価に向けてということでございますけれども、目標管理型評価の画一的な実施を見直し、施策の特性等に応じて類型化するなど、評価の多様化を実現していくこと。それから政策評価の重点化や、よりの確な測定指標の設定に向けた改善を実現していくこと、この点については、各府省ヒアリングの中でも、総務省から重点化や的確な測定指標の在り方について、考え方を示してほしいといった意見もございますので、そういったことを検討していく必要があると考えております。それから、3点目として、社会環境の変化により生じる時々の課題に対応する機動的、弾力的な評価を実施していくこと、例えば、現行は5年に1回評価すると決めたら、その時だけ評価をするという形になっているところが多いわけでございますけれども、実施時期もテーマ設定も含めて、弾力的に対応していこうということでございます。

次に、役に立つ評価ということでございますけれども、まず、1つ目ですが、政策評価は評価書を作る作業こそが政策評価であるという認識に陥りがちですが、政策の効果等を検証して改善につなげていく、そうした政策評価の営みそのものが、政策の立案や実行の段階も含めて政策過程の中で随時行われていくべきものでありますので、政策評価を、評価書を作る作業と考えるのではなく、政策のPDCAサイクルを通じて実施されるアクティブなものにしていこうということでございます。

それから、その下の2つは政策の改善に役立つ情報が提供されるような評価、そして予算編成過程で活用できるような評価にしていこうということでございます。

3つ目の納得できる評価でございますけれども、1つ目は国民の関心の高い重要政策等について適時適切に評価が行われ、当該施策の取組状況に関する情報が提供されるようにしていこうと。それから、2つ目は、EBPMの考え方を取り入れて、エビデンスやロジックを重視して取り組んでいこうということでございます。

最後に、これらの改善を進めていく上で必要な取組として、現場の課題などを直接把握するためのヒアリングの実施や各府省との連絡会議を活性化していくこと、それから行政事業レビューと類似の取組との関係を整理して、作業の合理化を実現すること、としております。

政策評価の関係は以上でございます。

(原嶋企画課長)　　続きます、行政評価局調査の部分でございます。5ページ以降でございます。

まず、5ページ、上の枠でございますけれども、行政評価局が行う調査につきましては、担当府省とは異なる立場から行政上の課題と方向性を探り、国民に示す機能であるということ、それによって行政の改善につながることを目的ですけれども、コロナ後の変化に十分に役立つための課題ということで、枠の下の問題意識のところを示させていただいております。

まず、問題意識の上の四角でございます。勧告という結論を過度に求める余り、どうしても硬直的になりがちということがございます。問題を調査し、勧告して、改善するという、これ自体はよい取組ですけれども、勧告が目的になり、社会に役に立つという目的と逆転しがちという点があるのではないかと思います。

例えば3番目のチェックマークのところですが、制度や運用方針を物差しにした評価に終始しがちということで、前の時代の際に作った制度・運用指針に従って評価すると、その制度・運用指針自体が時代についていけないこともあるのではないかとということでございます。時の流れということで、今後、検討する必要があるのではないかとということでございます。

そういう点から、下の枠ですが、行政評価局の行う調査については、行政をよくすることが究極の目的ということ意識して、今後のコロナ後の課題への適切な対応に貢献することを理念として見直すべきということが基本的なコンセプトではないかと考えてお

ります。

続きまして、6 ページ目でございます。3つの評価が目指すべき姿から評価した点でございます。

まず、しなやかな評価に向けてです。上の四角が総論的な話でございます。時の経過を常に意識しまして、事柄の把握と課題を探ることを重視するという点でございます。前提が既に崩れていて、従来当たり前だと思っていたことが時代遅れになった部分もあるということから、制度の見直しに踏み込んだ調査も視野に入れるべきではないかという点でございます。

2番目の四角、テーマの選定から結果の公表までの各段階のいろいろな活動のバリエーションを増やすということがあるのではないかと、柔軟なスケジュール管理を実現するという点で、その時々合った調査を適時に行うことを高めることかと考えております。

括弧書きの箇所でございますけれども、計画的に調査を行っていくことと機動的に調査していくことという2つのバランスを取るということ。限られたリソースの中で、人的資源をどう有効活用し、調査機能を有効活用していくのかという点があるのではないかと指摘させていただいております。

調査活動のバリエーションについて具体的にどうするかというところは、下の※1、※2で書かせていただいております。緊急度の高いテーマ採択、コンパクトに行うような調査の調査結果を中間公表する、現地の管区行政評価局でも公表を行う、ということもあるのではないかと。そして、改善勧告ではない気付きの提示という方向もあるのではないかとというのが、バリエーションを増やすという点でございます。

柔軟なスケジュール管理につきましては、決まった年度にこういう調査をやるということ、行政評価等プログラムで定めておりますけれども、その運用、在り方を見直すという点があるのではないかと考えております。

2番目が、役に立つ評価に向けてということでございます。評価が国民・社会の役に立つということで、まず、総論的な話が一番上の四角でございます。通常国民の要望、陳情とは異なる、国民目線を踏まえた分析、考察に努める。国民を相手にするので、分かりやすい報告に努めるというのが1点目の四角でございます。

2点目の四角としましては、これまでの行政の在り方が随分変わってきてまして、施策全体を考える、例えば、霞が関と、実際に住民を相手にされている地方公共団体との間で主体が違うということもございまして、そうしますと、なかなか現地の情報が霞が関に届きにくいこ

ともございます。そうしますと、現場の実態を考えない施策・やり方ということもあるかと思えます。現場におけるオペレーションの可能性を考慮に入れて分析、考察を行うということで、機能する行政にするための点を考えてはどうかということでございます。

3番目の四角で、関係府省における改善の取組への貢献を重視するということ、4番目の四角といたしまして、有識者が提示する中期的な課題認識、担当府省ではない立場ならではの横串を刺すような視点を生かすこともあるかと指摘しております。

5番目の四角でございます。今後、幅広い意見を収集するという事で有識者の意見、あと、国民の困ったことを把握している行政相談を通じて得られます課題認識を含めまして、検討するという事でございます。具体的な対応ということで、※3から※5に書かせていただいております。中期的な課題といたしましては、※4のとおり、前回の御審議にもありました行政計画、行政ボランティア的なもの、行政のデジタル化から取り組むこととしてはどうか。また、※5でございますけれども、類似する施策との比較を行い、政策全体がどうなっているのかを把握し、場合によっては政策評価をすべきという指摘ですとか、政策がどうなっていると、まずは示してみることもあるかと考えております。また行政の現場における担当者の負担感ですとか、実際に遂行できるかという視点からの調査等も考えられるのではないかとことです。以上が6ページ目でございます。

続きまして、7ページ目、納得できる評価に向けて、評価の中身が国民にとって納得できるということで、データ活用や調査設計におきまして、有識者、研究者等の活用を積極的に行うことを記載させていただいております。

以上でございます。

(岡企画官) 事務局、進行係の岡でございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明について、意見交換を行いたいと思います。御発言ある方は挙手、若しくは、チャットの登録をよろしく願いいたします。今はまだチャットの発言登録もないようでございますので、御発言の希望がある方はよろしく願いいたします。

それでは、薄井委員、よろしく願いいたします。

(薄井委員) 御指名ありがとうございます。薄井です。

このペーパーそのものは事前に御説明もいただき、非常によくまとまっていると思います。その一方で、政策評価制度の運用実態の把握等に関するワーキング・グループでの各府省ヒアリングで、森田会長代理がおっしゃっていた点、それはどういうことかという、内

閣府を中心に、いわゆる事業官庁、それから制度官庁、この2つについては、評価の仕組みを同じように考えていってよいかどうかという問題提起をされているのですけれども、私も2回、ヒアリングに同席させていただいて、全く同じ思いを持ちました。

制度官庁は、なかなか多岐にわたる政策を行っているという点でも非常に難しいけれども、事業官庁は、事業が特定されていれば、評価の手法、あるいは、過去の蓄積を生かすという点でもかなりやりやすいのではないかと。すなわち、繰り返しますけれども、事業官庁と制度官庁、これを同じように扱ってよいのかどうかという森田会長代理の問題提起は、私も極めて重要だと思います。

それから、それに関連して、内閣府が出してきたペーパーというのは、実は、論点を非常にクリアに出していると思います。それはどういうことかということ、内閣府は、いわゆる政策そのものがどんどん肥大化しているので、政策評価の対象が拡大していく。それから、大小様々な施策の追加でレベルが不ぞろいになっていて細分化していく。さらに、1年から3年ごとの評価で、毎年30以上の施策を評価しなければならない。加えて、今日のペーパーにも論点がありましたけれども、行政事業レビューやEBPMの評価スキーム等の創設、すなわち、他の評価との、ある意味で重複や差別化の問題、その結果、部局に評価疲れ、すなわち、政策評価の作業は劣後というのが内閣府の言い方でした。それから、ルーティーンワーク化している。さらに、細分化された評価、高次の政策との関係性が見えない。そこから政策評価の必要性に疑問符が付くというのが内閣府の総括的な問題提起であったと思います。

私はある部分はそのかと思うのですが、別の部分で言うと、これはむしろ政策評価の問題ではなく、政策そのものの問題ではないかと。すなわち、今回の検討もそうなのですが、森田会長代理のコロナ禍における政策体系そのものについての見直しの必要性があるのではないかとこのところに端を発しているところもあると思うのですけれども、一旦できた政策というのは、なかなか変えるのは難しいですね。ある法律ができれば、その法律に基づいて政省令や、あるいは様々な規則ができる。今はどんどん新しい政策を立てていて、では既存の政策がすぐなくなるかということ、基本的には法律は一旦できると、その法律を廃止するための法律が必要で、實際上、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドが非常に難しい。すると、構造的に見て、評価すべき対象が増えている。それをどうやってうまく重点化するかというのは、この審議会でも問題提起があるわけですが、その大本の部分が変わらない限り、結果的に評価をしなければならない立場という点で言うと、非常に重い桎梏を担っている。

では、そこから何が求められるかという、結果的には政策評価を非常にうまく使って、政策そのもののブラッシュアップや、あるいは必要、不必要さを、残念ながら、それを思い切っていることはできないけれども、気付かせることはもしかしたらできるかもしれない。それは、各府省が考えている政策体系そのものを、ある意味、体系ですから、見直すよすがになるのではないか。

結果的に、今回の提言がそういったところに一石を投じることができれば、私は非常に意義あるものではないかと思いました。

以上、大変長くなって恐縮ですが、感想を申し上げます。

(岡企画官) ありがとうございます。続いて、発言の登録が前葉委員、田淵委員の順番でありましたので、前葉委員からよろしく願いいたします。

(前葉委員) ありがとうございます。今日、お示しいただいた提言骨子案について、方向性はおおむね私も賛成でございます。

その上で、少しクリアにするための問題提起的な発言を一言させていただきたいと思えます。しなやかな評価、役に立つ評価、納得できる評価、これは大きな方向性として、大いにそのとおりだと思いますが、これは主体というか、主語というか、場合によっては目的語というか、これの大体のコンセンサスを取っておかないといけないのではないかと思っております。

まず、しなやかな評価は誰にとってしなやかな評価か。誰が行うことになるかといえば、当然、評価者自身ということになりますから、評価する人がしなやかな評価を目指すということだろうと思えます。したがって、各府省の政策評価広報課であったり、総務省の行政評価局であったりということになると理解をしています。その上で、今度は役に立つ評価のところに行く、誰にとって役に立つのかというところが、直接的には評価される側です。評価する側が役に立つという、自己満足につながっていきますから、評価される側にとって役に立つということをメインに据えるべきだと思います。もちろん、ひいては国民にとって役立つということになるのですが、まず、第一義的に評価される側にとって役に立たないと、PDCAサイクル等が回っていきませんので、恐らく、まずはここは評価される側、される対象にとって役に立つと、こういうところをターゲットに置くべきではないかと考えます。

その上で、納得できる評価、これは誰が納得するのかという問題なのですが、恐らく評価する人もされる人も納得できる評価でなければならないと思うのですけれども、最終的にはここは国民が納得できるような評価を目指そうということではないかと私は思います。

したがって、この後、深めていただくに当たり、評価する側、する人にとってのしなやかな評価、評価される側にとっての役に立つ評価、国民が納得できる評価と、こういう方向で取りまとめを進めていただければと考えまして、意見を申し述べました。

以上でございます。

(岡企画官) ありがとうございます。続きまして、田淵委員、よろしくお願いたします。

(田淵委員) 田淵です。よろしくお願いします。

私は行政評価局調査の充実強化の観点でコメントをさせていただきます。行政評価局調査というのは、複数府省にまたがる政策の評価と、各府省の業務の現場における実施状況を調査する行政評価・監視、この2本立てだと思うのですが、今回の取りまとめでいきますと、行政評価・監視がメインになっているのではないかと思います。5ページの問題意識もまさにその辺りだと思います。

現状2本立てになっているので、複数府省にまたがる政策の評価と行政評価・監視を2本に分けて整理されてもよいのではないかと思います。前回の審議会で、国民の視点での評価、あるいは、ユーザー、ステークホルダーの視点、様々な角度からの評価というものが必要なのではないかとコメントさせていただいたのは、複数の府省にまたがる政策を総務省が評価するときの評価の観点としてコメントさせていただいたところなのですが、提言骨子案の中で、その辺りがどういう形で整理されているのかが見えにくいと思いました。

政策の評価では、複数の府省にまたがる政策を国民の立場に立って総務省が横串で評価し、そこで出てきた課題を審議会で議論して、勧告やサジェスションという形で各府省にお示しして実施していただくという形もあるのではないかと考えています。あとは、審議会の役割というところにも言及して、この中でも整理をしていく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

(岡企画官) ありがとうございます。ほかに意見はございますでしょうか。

牛尾委員から登録がありましたので、牛尾委員、よろしくお願いたします。

(牛尾委員) 牛尾です。発言させていただきます。まずは、全体的な観点から、1ページ目の行政の評価の目指すべき姿ということで、今、前葉委員からもお話がありましたけれども、私自身の考えからすると、国民目線とか、それから、現場重視ということは政策評価において不可欠だと思っております。その視点からしますと、しなやかであり、かつ役に立

つ、そして納得できる評価というのは、これまでの政策評価の在り方を進化・深化させる。進化というのは進むだけじゃなくて、深めるという意味で、3つのよいキーワードが出てきたと思っています。

あとは、前葉委員も指摘されるように、もっと一つ一つの表現やその意味するところなどを深めていただけるとよいなと思います。国民目線、現場ということから考えると、3つのキーワードは、ある意味で、政策評価の目指すべき姿として、誰にとっても分かりやすく、また、腑に落ちる表現ではないかと思っています。いわゆるお役所的な言葉や考え方から一線を画して、国民の方々に共感してもらえるような政策評価を目指すべきではないかと思っています。

以上、全体的な視点ということで、細かい部分の意見なのですが、6ページ目の、行政評価局調査の充実強化のしなやかな評価に向けてというところなのですが、前回の審議会でも発言しましたが、現在、行っている行政評価局調査というのは、各管区行政評価局が現地調査を行って、その結果を本省に上げて、本省が取りまとめるような形を取っています。その場合、地域における問題が非常に重要な問題である場合は、本省での取りまとめはもちろん重要ですが、それだけを待つことなく、あるいは、それだけにこだわることなく、各地域の問題や課題として中間発表や現地公表のような形、この※1のところで触れられていますけれども、そういうことを行っていただいて、より効果が高い取扱いの仕方を考えていただけないかということをつけ加えたいと思います。

また、各管区行政評価局の果たしている役割、活動の部分もあるのですが、各管区が独自に地域計画調査を行っていますが、調査がその地域だけの問題ではなく、全国的な課題の発掘、あるいは、全国展開できるような形の課題の発掘、あるいは、分析につながるように、ぜひ各管区でも取り組んでいただきたいし、本省でもそういう考えで進めていただきたいと思っています。

最後に、政策評価の在り方ということで、行政事業レビューとの関連など、いろいろなお話が出たのですが、森田委員であったと思いますが、内閣府について少し触れられていたのですが、私は逆に内閣府の在り方を今後、考えたほうがよいのかなと、個人的には意見を持っています。

最後にもう1点、田淵委員からも、政策評価審議会の在り方について触れたほうがよいのではないかというお話がありましたけれども、非常に素晴らしい意見だと思ひまして、政策評価審議会が、政策評価の流れの中でどういう役割をこれから果たしていくべきなのか、果

たさなければいけないのかということも、事務局の皆さんは触れにくいとは思いますが、こういう審議会であってほしいということも少し言及していただくとありがたいと思っていますし、私は毎回、審議会で言っているのですけれども、審議会自体も実際に汗を流す、行動する審議会である必要があると思いますので、そういう形で審議会も頑張りたいと思います。

以上です。

(岡企画官) ありがとうございます。次は白石臨時委員から登録がありましたので、白石臨時委員、よろしくお願いいたします。

(白石臨時委員) 白石です。発言の機会をありがとうございます。簡単に発言をさせていただきます。

かなり大きな方向転換を提言骨子案で出されているというように感じました。例えば「しなやか」など様々なキーワードが出ており、そのキーワードでもって全体の方向性を位置付けていこうと。

その際に、先ほど国民目線と行政側という二者関係のお話がありましたけれども、こうした大きな方向転換をするときには行政側、特に総務省、それから、政策評価を実施する各府省との大きな方向性の転換をいかに共有していくのかというところが大きな課題ではないかと思います。恐らく、今回の提言骨子案を伺っていて、反対する方はいらっしやらないと。今までの先生方からの御発言も方向性はよいけれども、では、実際にどうするかというところの御指摘が多かったように思います。ですので、どうやって具体的に落とし込んでいくかというところを御検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

(岡企画官) ありがとうございます。ほかに御発言ございますでしょうか。では、岩崎委員、よろしくお願いいたします。

(岩崎委員) 岩崎です。御説明どうもありがとうございました。

私も提言骨子案には賛成いたします。非常に分かりやすく取りまとめていただいて、いろいろ理解いたしました。骨子案に1点コメントさせていただきますが、社会の変化に対応して納得できる評価をするために、適時適正な評価の実施を目指すとございました。政策評価の在り方の見直しをする大前提にある、少子高齢化や人口減少、地域社会の変化、今回の新型コロナウイルス感染症でよりデジタル化が加速するという社会状況の大きな変化の中で、より効率的に最大の成果が出るように、評価の仕方もそうですが、ぜひ評価のツールとして、

デジタルを今後、積極的に取り入れていただくのも一考かと思っております。

以上です。

(岡企画官) ありがとうございます。ほかに御発言はよろしいですか。では、事務局から発言いたします。

(原嶋企画課長) 事務局でございます。まず、前葉委員から御指摘のありました、しなやか、役に立つ、納得できるという主体につきまして、御指摘のとおり、しなやかなというのは行政の評価が目指すべき姿の評価をする主体ということがしなやかに対応するという一方で、結果的に、評価の内容もしなやかになるということで、確かに主体は評価者が主体ということかと考えておりました。

また、役に立つというところにつきましては、今回、府省の役に立つということも前回の審議会でもございました。評価される府省にとって役に立つということは、結果的には、ひいては国民の役に立つという両方を書いたところでございます。

納得できるというところについては、行政の評価をする側からしますと、説得力のあるということかもしれませんが、国民や評価される主体、評価される側も納得できるということで、主体は現段階では確かにいろいろ混じっていたと考えます。

田淵委員から行政評価局調査の部分につきまして、政策の評価の部分と行政評価・監視の部分と一緒に書かれているのではないかという御指摘がございました。例えば、現在、調査テーマを選定するに当たりましては、国民がどう困っているのかという、困っているところから出発しますと、行政評価・監視的なものが増えるということもございました。政策の評価もすることになっておりますので、政策の評価のテーマの発掘について、どうしていくかというのは問題意識として持っておりました。御指摘も踏まえまして、検討したいと思っております。

また、牛尾委員から国民、現場目線ということで、表現を進化・深化したということですか、6ページ目のしなやかな評価で、地方の管区行政評価局等の活用という御指摘もございました。また、白石臨時委員からもございましたけれども、今後、どういうことができるかということについては、深めていきたいと思っております。

以上でございます。

(岡企画官) ありがとうございます。白岩局長、お願いいたします。

(白岩行政評価局長) 今の原嶋企画課長からの発言に追加、補足させていただきます。

先ほどの前葉委員からの御指摘はまさにそのとおりで、3つのキーワードは誰が主体か

という問題は恐らくあるのだと思うのですが、ここで審議会としての提言の考え方なのですけれども、誰が主体かを限定するのがよいのか、それともいろいろな主体を容認した形で、様々な今までいただいたような課題を含めるのがよいのか、その点は提言をまとめる過程で先生方の御意見を聞きながら、合意に依っていたほうがよいのかという気がいたします。

何となれば、しなやかなというのは、評価そのものの性質というか、その評価になります。それに対して、役に立つというのは誰かにとって役に立つということで、これは、誰かということ幅広く認めたほうがよいのか、それともある人の役に立つということに、ここでまとめるようなアクションを限定するのがよいのかというのは、提言のまとめ方次第かと思うのです。実は、今までいただいた御意見の中で様々なベクトルがあるように思いますので、この点はまとめる過程でいろいろ御相談させていただきたい。

また、納得できるという点も同様です。どうしても我々、役人は誰が評価し、誰が評価されるのかということに気にするのですけれども、国民の側といいますか、審議会が問いかける側、提言によって国民に提示する、提言そのものは恐らく国民その他にも提言することになると思うのですが、役所の中の役割分担のときに誰が評価するか、あるいは、誰の役に立つのかといっても、結局評価は役所の中で、役所が作って、役所に役に立つという部分もあるかと思えます。その部分も充実すべきところはあるのだらうと思えますので、そのような点も包含した形でここでまとめるのがよいのか、よくないのかというところがあるかと思っております。

それから、行政評価局調査には2つの要素があるという御指摘がございましたけれども、実際、現在、先ほどのお話で、田渕委員からは行政評価・監視をメインに考えているのではないかという御指摘があったかと思えますが、これも取り方かと思っております。と申しますのは、要するに、事柄の把握と課題を探ることを重視するしなやかな評価と書いているところは、時間軸をよく考えた上で評価しなければいけないということでありまして、これは政策の評価も行政評価・監視も同じことだらうと思えます。

役に立つ評価に向けてのところでも、私どものまとめ方が悪かったのかもしれませんが、関係府省における改善の取組への貢献、我々の行う複数府省にまたがるような政策の評価であっても、要は、評価のための評価であってはいけないと思っております。改善の取組ということへの貢献という目標を意識すべきであるという点は、恐らく政策の評価か行政評価・監視かを問わないことにならうかと思えます。実は、その点を工夫したつもりなのですが、若干、その点が見えていなかったかもしれませんので、この辺りは、また後で御相談

させていただきたいと思います。

それから、役に立つ評価の4番目に、有識者の提示する中期的な課題認識という表現がございます。ここは、私ども事務方でまとめている段階でしたので、こう書かせていただいておりますけれども、ここに当然、この審議会を意識しております。ここから先は、まさに事務方の意見というよりも、審議会の委員に御議論を十分いただきたいところでございます。そこまで書くのが、事務局のまとめではまだ僭越なのでそこまで書いていないのですが、審議会として、それについてやろうということを提言していただければ幸いだということでございます。

ちなみに、その際、中期的な課題認識や、そういったことを示すためには現状というものを重視しなければならないという御意見がありました。この点、どこまで提言に書くかはあるかと思うのですが、一方で、行動する審議会とすべきという御発言があった点は、私どもは十分意識しております。その意味で言うと、役に立つ評価に向けての4番目の項目というのは、ぜひ委員の皆様も、もし提言の中に書いていただければ、かなり具体的な話も言っていただき、提言の形にできれば、非常によい方向になるのではないかと事務局としては思っております。

以上でございます。

(岡企画官) ありがとうございます。今の事務局からの発言を受けまして、委員の先生方、御意見等はございますでしょうか。それではここで事務局から発言いたします。

(辻政策評価課長) 政策評価課長の辻でございます。

政策評価の見直しの関係で言いますと、役に立つ評価の1つ目のところ、政策評価をPDCAサイクルを通じて実施されるアクティブなものにしていこうというところがございますけれども、これは実際の行政の現場では政策の立案や実行、PやDの段階も含めて政策の実施の状況について把握、検証し、政策の改善につなげていく、そういう営み、ある意味、政策の評価みたいなものが行われている、あるいは、行われるべきものでございますけれども、現状は政策評価とはイコール政策評価書を作る作業であるという考えに陥りがちになっていると。

そういう中で、政策の遂行過程で行われる分析や評価の営み、これも政策評価と捉えて、PDCAサイクルを通じて実施されるアクティブなものにしていこうということがございますけれども、その場合、日常的に行われる政策評価、ある意味、それは管理会計のように、組織の内部で行われる公表を前提としない政策評価的な営みと、それから、実際にアカウン

タビリティーの観点から、評価書という形で整理をして公表するというもの、それが作成する時期なども含めて、ずれが生じた形で営みが行われていくと。そういったことが実際、これを位置付けていこうとすると出てくるのではないかということも論点となり得るのではないかと考えているところがございますけれども、こうした政策評価の在り方について、もしコメントいただけるようであればございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。また、引き続き、こういった論点も含めて、事務局としても御検討し、先生方の御意見をお伺いできればと考えているところがございます。

(岡企画官) 続きまして、事務局から原嶋課長からよろしくお願いします。

(原嶋企画課長) 企画課長の原嶋でございます。

先ほど、岩崎委員からデジタル化が重要という御指摘がございました。資料6ページ目の中期的な課題認識のところ、デジタル化、行政ボランティア、行政計画と書かせていただいております。今後、例えば、行政のデジタル化の対応について、各調査を行う際に見ていくということになるかと思っておりますが、具体的にはどのような視点から切り込んだほうがよいかということにつきましても、引き続き、何かお気づきの点等がございましたら、併せてご指摘いただければと存じます。

以上でございます。

(岡企画官) ありがとうございます。前葉委員から発言の登録がありましたので、前葉委員、よろしくお願いいたします。

(前葉委員) ありがとうございます。白岩局長がおっしゃった、3つの観点について、できる限りマルチに読めるような、そういう仕上がりにしていこうということは、私個人としては賛成であります。ただ、短い提言になるのでしょうかから、できれば、ふわふわとしたきれいに聞こえるだけの提言にしないで、中身をしっかりと書き込んだ上で、結果としていろいろな方にとってしなやかで役に立って納得できる評価にしていきたいと思います。

具体的に言えば、先ほどありましたように、評価自体がしなやかであれば、結果として評価する側もされる側も役に立って、そして、評価する側もされる側も納得することによって、国民も納得できる因果関係というか、流れというか、コンテンツをしっかりと書き込んで、主体や客体をしっかりと書き込んでいけば、結果として意味が分かることになるかと思えます。

最後、トータルでどう在るべきかというのは、先ほど牛尾委員がおっしゃいましたように、

基本的にはゴールは国民目線、それから、現場を大切にしながら行っていく評価ということになりますでしょうし、そういうことをしっかりと、言わば役所の外からの委員が発言をしていくのが、この審議会の役割ではないかと私は考えております。

以上でございます。

(岡企画官) ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。薄井委員、よろしくお願いいたします。

(薄井委員) ありがとうございます。薄井です。

今までの議論を聞いていて、2つ感じるがあります。今回の提言そのものについては、各委員の皆さんも高く評価されているのですが、この提言が生かされるためには、恐らく若干の時間差をおいても、アクションプランというものが当然あって、提言を踏まえた上で、どういうアクションを具体的を取っていくのかと。それは同時に示す必要は全くないのですけれども、むしろ逆にアクションプランのほうを、初めに事務局のほうでしっかり考えていただいて、それを、ある意味で逆推論的に浮かび上がらせるような形の提言に持っていくという手もあるのではないかと感じました。それが1点目です。

2点目は、先ほど辻政策評価課長のお話の中でよいなと思ったのですが、管理会計的な手法というお話がありました。私も大賛成です。先ほど白岩局長からもお話があったように、ここは各委員と若干意見が違いかもかもしれませんが、私は国民目線という言葉は一体何なのだろうとかねがね思っています。一方で、個人で言えば、ポピュリズムについて非常に批判をし、あるいは、各種もろもろの世論調査だけで動いていく政治について、強烈な問題意識を持っている方が多いにもかかわらず、言葉としては国民目線という言葉を使わざるを得ない、ある種のジレンマがあると思います。むしろ霞が関は政策のプロフェッショナリズムを追求するのだと。それはもちろん結果的には国民の判断を仰ぐということですが、霞が関のプロフェッショナリズムがむしろ輝くような方向、それは表面的な、ある意味で、まといではなくて、先ほど辻課長がおっしゃった、実はしっかりと内部管理ができる管理会計的な手法もその中にはビルトインしているのだというのは、とても説得力のある話ではないかと感じます。

個人的なラディカルな意見で申し訳ありませんけれども、以上2点、申し上げました。ありがとうございます。

(岡企画官) ありがとうございます。続きまして、事務局の原嶋課長、よろしくお願いいたします。

(原嶋企画課長) 企画課長の原嶋でございます。

ただいまアクションプランのようなことが重要ではないかとのこと指摘がありました。そのとおりだと思っております。提言をいただいた内容につきまして、行政評価局だけで対応できる部分、また、各府省も巻き込まなければならない部分、両方あると思っております。ただ、当局だけで対応できる部分というようなものにつきましては、できるものから順次、取り組んでいきたいと思っております。その辺りにつきましても整理したいと思っております。

また、調査テーマの選定のところでは書いてございますが、行政評価等プログラムの在り方にも影響が出てくると思っておりますので、同時並行で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

(岡企画官) ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、お時間もありますので次の議題に移らせていただきたいと思います。それでは、ここで進行を岡会長にお返しいたします。岡会長、よろしく願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。本日はリモートで参加される委員が多い状況でしたが、様々な御議論をいただきました。委員の皆様におかれましては、さらにお気づきのことがあれば、随時、事務局にお伝えいただければと思います。事務局において、本日の御議論とともに整理し、委員の皆様の御意見を伺いながら、提言の素案を作成して、次回の審議会にお示しいただきたいと存じます。

議題1については、ここまでとさせていただきます。

続きまして、議題2に移ります。まず初めに、政策評価制度部会における取組状況について、事務局から説明をお願いします。進行は、再び事務局をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(辻政策評価課長) 政策評価課長の辻でございます。

資料2を御覧いただければと思います。例年、税制改正プロセスに合わせて実施している租税特別措置等に係る政策評価の点検について、今年度の点検結果を御報告させていただきます。

まず、資料1ページでございますけれども、これは点検の仕組みでございます。各府省は、毎年度の税制改正要望に際して、租税特別措置等に係る政策評価を実施することとされて

おります。政策評価法及び施行令に基づき、国税である法人税、地方税である法人住民税、法人事業税、この3税に係る措置について、政策評価の実施が義務付けられており、総務省では毎年度、これらの評価書について点検を行い、今年度は42件の内容を点検し、先月、11月13日にその結果を取りまとめ、各府省及び税制当局に通知をするとともに公表したところでございます。

点検の観点としましては、達成目標や効果など、4項目の分析、説明の内容を点検することとし、その際、政府全体で取り組んでいるEBPMの考え方を踏まえ、租税特別措置等という政策手段と達成目標や効果の論理的な関係などに焦点を当てて、点検を行っているところでございます。

次に、2ページ、点検結果の概要でございますが、左下のレーダーチャートを御覧ください。これは42件の点検結果の平均を取ったもので、AからEの5段階で、Aに近いほどしっかり分析、説明がされているということでございますけれども、各府省から提出された当初の評価書の点検結果が緑色の点線部分でございます。これに対して、当局が不十分な点を指摘しまして、補足説明や評価書の修正を求め、その回答を踏まえた最終的な点検結果というのが緑色の実線部分となっております。補足説明により一定の改善が図られましたけれども、達成目標の設定や将来の効果については、分析、説明が十分でないものが多く、引き続き、これらは税制改正作業において検証していただくことが必要になるということでございます。

以降のページでは、分析、説明が十分でないとして当局から指摘をしたものの具体例について、3つの類型に分けて掲載しております。挙げさせていただいている事例は、各類型に該当するものの中から分かりやすさ等を踏まえて選定したものでありまして、必ずしも一番平均点が低いものではございませんので、その点は御留意いただければと存じます。

4から6ページに3つ事例を付けさせていただいておりますけれども、これらは達成目標及び効果について具体的、客観的な説明を欠く事例ということで挙げさせていただいているものでございまして、例えば、4ページの金融庁の措置でございますけれども、この措置は、中堅中小企業向けのプロパー融資という信用保証協会の保証がないリスクの高い融資の促進を目的として、損金算入限度額を拡大する制度の新設要望ということでございます。左下の達成目標のところを御覧いただきますと、金融機関の貸出余力を確保することになっており、達成すべき目標が当該措置の趣旨の説明にとどまっております。具体的、客観的に説明されていないと。また、矢印の右側の効果についても、達成目標と同趣旨の記載

となっているということでございます。これについては、当方が補足説明を求めたわけですが、定量的に示すことになじむ施策ではないという説明が返ってきたということで、本来であれば、金融機関の貸出余力を確保することを達成目標とするのであれば、例えば、金融機関の自己資本比率に着目した目標を設定するなど、より具体的、客観的な説明を行う必要があるのではないかとということでございます。

それから、次の5ページ、厚労01という措置、これは地域の医療機関が一定の設備投資をした場合に、特別償却が受けられる制度の延長要望でございますけれども、これも同様に、達成すべき目標が当該措置の趣旨の説明にとどまっており、具体的、客観的に説明されていないという事例でございます。

それから、次の6ページ、経済産業省の措置でございます。これは飲食店等を営む中小企業等が経営改善設備を取得した場合、例えば、最新式のPOSレジを導入するような場合に、特別償却又は特別控除を認める制度の延長要望ということでございます。左側の達成目標を御覧いただきますと、売上高の安定化、向上を図るという具体的、客観的でない説明となっており、当局から補足説明を求めたところ、前期比売上高D I という各経営者の主観的な業況判断に基づく指数というのが挙げられました。これに対して、矢印の右側の効果を御覧いただきますと、この指標とは別のアンケート結果等への言及にとどまっておりまして、当該租税特別措置等により、売上高D I の向上にどのような効果があるのかということが十分に説明されていないといった事例でございます。

それから、次の7ページの国土交通省の事例です。これは、これまでの3件と異なり、達成目標と措置の関係が遠いという類型でございますけれども、奄美群島の振興のための措置として、奄美群島で市町村が作成した産業振興促進計画地区における一定の投資に割増償却を認める制度の延長要望です。左側の達成目標を見ていただきますと、奄美群島の総人口を令和5年度に10万3,000人以上、すなわち全体として人口が減少傾向にあることを前提に、人口減少を10万3,000人とどめるということが目標とされているわけですが、総人口というのは、租税特別措置以外の様々な外部要因によって影響を受けてしまうと考えられますので、当該措置の目標としては遠いのではないかとことです。措置の目標に即して言えば、例えば、雇用の増加数に着目した達成目標を設定するというような具体的、科学的な説明が望まれるのではないかとということでございます。

最後に、8ページでございますけれども、この2つは適用数が少ないという類型でございます。左側の厚生労働省の措置は生活衛生同業組合等が共同利用施設を取得した場合に

特別償却を認める制度、例えば、美容師の組合が共同で研修施設を設置するといった場合ですけれども、これは昭和55年度に制度創設されて以来、毎年、1件程度の適用にとどまっているということ。

それから、右側の国土交通省の措置は関西学研都市において、文化学術研究施設を整備する際に特別償却を認めるという制度でございますけれども、こちらも制度創設以来、適用数が少なく、また、令和2年度以降の将来の適用数を見ますと、大きく増える見込みが示されているのですが、なぜこれまでのトレンドと変わって大きく増えるのかと、その理由は明らかにされていないというものでございます。

いずれも適用主体や対象地域から見て、もともと適用が多数に上る措置ではないと考えられますけれども、当該実態を踏まえた上で、その必要性や有効性について、より丁寧な説明が必要であるということが考えられるものでございます。

以上、6つの事例を紹介いたしましたけれども、これら以外の措置も含めて、点検結果を取りまとめて、税制改正のプロセスで活用していただくよう、税制当局を含めた関係府省に通知をしたところでございます。

説明は以上でございます。

(岡企画官) ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などございましたら、御発言よろしく願います。田辺臨時委員、よろしく願います。

(田辺臨時委員) 田辺でございます。何点かコメントしたいと思います。

ありていに申し上げて、昔よりも租税特別措置の判断、それから、各府省が何を考えているのかというのが実によく見えるようになったという点で評価できるものではないかと思っております。

ただ、租税特別措置の最大の問題として言われておりましたのは、一旦導入すると、なかなか止めない。新規のものも入れるのですが、それよりもむしろ延長要望がずっと続く、それをどう考えるのかというところなのだろうと思っております。今回の中でも延長することに関して、例えば、件数が少ないものは延長してどうするのかと、まさにその問いかけをしていることになりますので、ここの部分がある意味、強化して、チェックする。新規が必要で、それは将来がなかなか見えないというものはあるのですけれども、延長の場合であれば、過去の実績は分かりますので、それをどう考えているのか、それを将来に向けてどうするのかというある種のロジックが見えるような説明を各府省に求めていってほしいという

のが1点目でございます。

それから、2点目は、租税特別措置はいろいろ難しいところはあるのですが、これを入れますと、翌年度からすぐ実施できる、その意味で、企業が使おうとなれば、割と即効性のある、かつ、余り予算のような形で大きく出ていかないのが、政策としては、非常に使いやすいツールではあるのだろうと思っております。その点も留意しつつ、チェックしていただければと思います。

以上、2点ほど申し上げました。

(辻政策評価課長) 御指摘ありがとうございます。

まさに田辺臨時委員の御指摘どおり、延長ものというのは過去に既に実績があるわけですから、その効果というのは、ある程度、客観的に把握できるわけですが、残念ながら、評価書を見ても、そこが延長ものでもなかなか過去の効果が十分に説明されていないものが結構あるということでございますので、そういった点は、今後もしっかり留意しながら見ていきたいと考えております。

2点目の御指摘についても、今後の点検活動の中で、視点として留意をしていくことを考えさせていただければと思っております。

以上でございます。

(岡企画官) ありがとうございました。

次の議題に移りまして、その後、また委員の皆様から御質問、御意見の時間を取ろうと思っております。

それでは、次に令和3年度以降の主な調査テーマの検討状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(原嶋企画課長) 企画課長の原嶋でございます。

参考資料で添付しておりますのは、来年度以降、行政評価局が調査テーマとして検討中のものがございます。こちらにつきましては、本日の提言骨子案につきましても、柔軟なスケジュール管理の実現ということで御指摘いただいております。来年度以降のテーマの決定の在り方も影響すると思っておりますので、本日はこちらのテーマで今、検討しているという御報告をさせていただければと思います。

以上でございます。

(岡企画官) ありがとうございました。

これまでの議題につきまして、御意見、御質問を委員から承りたいと思っております。森田委員

から発言の登録がありましたので、森田委員、よろしくお願いいたします。

(森田会長代理) 前半、会場からの音声が非常に遠かったものですから、十分に議論が把握できないところがありまして発言しませんでした。申し訳ございませんでした。

今の評価のリストもそうですし、その前の租税特別措置もそうですけれども、前の全体的なところも併せまして、感想だけ述べさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(岡企画官) お願いいたします。

(森田会長代理) ちらほらと薄井委員から私の名前も出たように聞こえたのですけれども、基本的に、今回、特にコロナ禍の下で、大きく社会環境が変わっていると思います。前から何回も申し上げたことですが、今ある評価の対象になっている制度と言いますのは、一定の社会環境を前提にして、そこで発生する問題を解決するために作られていると考えられるわけですが、前提とする環境が変わってしまいますと、制度そのものの機能も変わってくる、特に役に立たなくなる、意味がなくなってくるというものが出てくると思っております。

それ自体を見直していくことが評価の対象になってくるわけですし、制度がきちんと運用されているかどうかだけを評価の対象にしていると、現実の問題の解決にならないのではないかと思います。具体的な例を挙げますと、印鑑というのは証明能力がなくなって、もう止めようという話になっているわけですし、代わりにデジタル署名のほうが信頼性が高いということになっているわけです。その時点で、きちんと押印という手続を踏んでいないという評価をしても意味がないというのと同じでございます。環境の変化をどう捉えるかということが重要だと思います。

そうした観点から申し上げますと、しなやか、役に立つ、そして説得力があると言いますでしょうか、柔軟性、有用性、説得力と漢字にすれば言えるのかと思いますけれども、こうした視点で評価を見直していくということは重要だと思います。

ただ、その前提といたしまして、今も申し上げましたように、どう環境が変わって、課題を解決するためにどのような政策が考えられているのか、あるいは、望ましいのかということについては、これは1つの体系的な政策思考と言いますでしょうか、プログラムの体系そのものがまずベースにあることが必要、そういう認識を持つことが必要ではないかと思います。と申しますのは、私は行政改革推進会議にも関わっているのですけれども、実際、評価をされる各府省の側から言いますと、あちらでやっている行政事業レビューと、作業が重複して

いるというお話もありました。元は一体のものであって、やり方が少し違うということと担当が違うということだと思えるのですけれども、全く別のものとして、機能が別のものとして捉えられているところがあるような気がいたします。これはまさにそこを評価して、基本的には同じように、政策がどのようなものであって、課題解決にどのような形で貢献するのかということを引きちんと把握した上で、それがうまくいくかどうかを見ていくことが必要ではないかと思っております。

その中で、1つどの視点かというお話もございまして、これもとても重要だと思っております。評価というのは、これは個人的な見解ですけれども、私自身はそれぞれの所管をされている各府省の自分たちのミッション、その課題を解決するために、どのように政策を作っていくか、よくしていったらよいのかと、そのための思考のツールではないかと思っております。決してそれがいけないというつもりはないのですけれども、国民の視点というのは、確かに国民がどの程度、それによって課題が解決されたと認識されているかということは大変重要な論点なのですけれども、私が前に関わった実験といいますか調査の経験から言いますと、国民は一言で言うと、負担が少なくてサービスが多いほうを望むということがある。それをそのまま政策の評価としてしまってよいのかという点は、かなり問題ではないかと思ったところです。それは事前の段階で、事務局とも御相談させていただいたところだと思っておりますけれども、政策の論理として何が適切であるかということを引きちんと認識していくことが重要ではないかと思っております。

長くなって恐縮ですけれども、行政評価局調査につきましては、田淵委員がおっしゃったように2つあって、これがあら探しをされるような形で、そういう認識を各府省が持たれているところもありまして、私自身それは余り望ましくないと思っております。

最後に、租税特別措置のことですけれども、これはほかの府省で、税制のことにも関わっているのですけれども、その観点から言いますと、これは飽くまでも政策手段の1つですので、先ほど田辺臨時委員もおっしゃいましたように、補助金を付けるという話になりますと予算の問題になりますけれども、税金をまけるといって、同じ効果があったとしても非常にやりやすいといいますか、別な視点から捉えられるところがあります。1つの政策の目的といたしましうか、効果を発生させるために、どの政策手段が合理的かと考える、その1つにすぎないわけですし、他の代替的手段との比較というものも重要ではないかと思っております。

長くなりましたけれども、聞き取れないところがあったので、的外れかもしれませんが

ども、その点はお許しいただきたいと思います。ありがとうございました。

(岡企画官) ありがとうございました。通信環境がよくなって申し訳ございませんでした。

本日の議題につきまして、ほかに御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで進行を岡会長にお返ししたいと思います。岡会長、よろしく願いいたします。

(岡会長) ありがとうございました。ただいま説明のあった令和3年度以降の主な調査テーマ候補につきましては、来年1月に開催予定の審議会において、改めて御議論いただきたいと思いますが、お気付きのことがあれば、随時、事務局にお知らせいただければと思います。

本日の審議は以上でございます。

それでは、これもちまして、第20回政策評価審議会と第25回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。本日はお忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございました。

(以上)